

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 労働保険料等の猶予制度に関するQ & A

令和3年2月19日

目次

1. 労働保険料等の猶予制度

- Q 1 労働保険料等の納付が困難となったときに、猶予制度が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。 P. 1

2. 納付の猶予関係

- Q 2 「納付の猶予」とはどのようなものですか。 P. 1
Q 3 「納付の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。 . . . P. 1
Q 4 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。 P. 2
Q 5 「納付の猶予」の期間はいつまでですか。 P. 2

3. 換価の猶予関係

- Q 6 「換価の猶予」とはどのようなものですか。 P. 3
Q 7 「換価の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。 . . . P. 3
Q 8 「換価の猶予」の申請に期限はありますか。 P. 3
Q 9 「換価の猶予」の期間はいつまでですか。 P. 4

1. 労働保険料等の猶予制度

Q 1 労働保険料等の納付が困難となったときに、猶予制度が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

事業主の皆様におかれましては、事業主本人や家族、労働者等が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、消毒作業等により財産（棚卸資産を含む）に損害を受けたことや、各種イベントの中止・延期、観光客等の急減等により、売上が著しく低下して労働保険料等の納付ができないことが想定されます。

このようなときは、申請を行っていただくことにより、一定期間、労働保険料等について納付の猶予や換価の猶予を受けることができます。

2. 納付の猶予関係

Q 2 「納付の猶予」とはどのようなものですか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、次のいずれかに該当する事実があるときは、労働保険料等について「納付の猶予」を受けることができます。

なお、原則として、担保の提供は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除きます。）。

- ・ 消毒作業等により備品や棚卸資産に損害を受けたこと
- ・ 事業主又はその生計を一にする親族が新型コロナウイルス感染症に罹患し、又は負傷したこと
- ・ 事業を廃止し、又は休業したこと
- ・ その事業につき著しい損失（※）を受けたこと
- ・ 上記に類する事実があった場合

（※）「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失（赤字）を生じた場合をいいます。

「納付の猶予」が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 財産の差押えや換価が猶予されます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 3 「納付の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に、「納付の猶予申請書」などの必要な書類を提出いただく必要があります（郵送可）。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 4 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

特に申請期限はありませんが、猶予に該当する事実が発生した後、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

Q 5 「納付の猶予」の期間はいつまでですか。

(答)

「納付の猶予」については、猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内（※1）で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができる認められる期間に限られます。

（※1）猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

3. 換価の猶予関係

Q 6 「換価の猶予」とはどのようなものですか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、労働保険料等の納付が困難となった場合は、労働保険料等について「換価の猶予」を受けることができる場合があります。

「換価の猶予」を受けるには、次の全ての要件に該当することが必要です。

なお、原則として、担保の提供は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除きます。）。

- ・労働保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること
 - ・労働保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること
 - ・納付すべき労働保険料等の納期限（※）から6か月以内に申請されていること
- （※）ここでいう納期限とは「猶予後の納期限」は含みません。
- ・換価の猶予を受けようとする労働保険料等より以前の滞納がないこと

換価の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 必要があると認められる場合には、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えが猶予又は解除されます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 7 「換価の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に、「換価の猶予申請書」などの必要な書類を提出いただく必要があります（郵送可）。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q 8 「換価の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

「換価の猶予」の適用を受けたい場合には、納付困難となった労働保険料等の納期限から6か月以内に申請いただく必要があります。

Q 9 「換価の猶予」の期間はいつまでですか。

(答)

「換価の猶予」については、猶予を受けることができる期間は、**1年の範囲内**（※）で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると思われる期間に限られます。

（※）猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。